平成２２年（フ）第１２３号
相模原市中央区相模原４丁目８番13号　ジョイフル相模原第二801
債務者　照川実都子（旧姓藤村）
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１２８号
相模原市中央区東淵野辺３丁目24番11号　シティハイムとぱーず202号
債務者　松本　美英
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１２９号
相模原市南区南台４丁目７番２号　メゾン千代田101
債務者　瀬尾惠美子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１３８号
相模原市緑区町屋２丁目16番３号　藤原方
債務者　髙橋　章貴（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１３９号
相模原市南区下溝1073番地12　ＫＯＢＡＹＡＳＨＩマンション103号
債務者　高木　教夫
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１４０号
神奈川県座間市小松原１丁目25番２号
債務者　大平美代子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１４２号
相模原市緑区大島11番地　県営大島団地16―205
債務者　田中　啓嗣
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１２７号
北海道旭川市錦町15丁目2982番地の１　錦緑荘２Ｆ
債務者　近藤美和子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２８号
北海道旭川市末広２条２丁目１番７号　東荘２Ｆ
債務者　東　　竜也
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３１号
北海道上川郡東神楽町ひじり野南２条２丁目１番９号
債務者　熊田　好孝
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３２号
北海道旭川市神居７条15丁目２番18号　三宅マンション
債務者　佐々木三千代
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３３号
北海道旭川市永山６条11丁目１番19号　パレスティファニ202号室
債務者　大関友理子（旧姓舘岡）
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３５号
北海道旭川市忠和５条６丁目４番15号　アオキハイツ３号
債務者　澤田　　透
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３６号
北海道旭川市旭神２条２丁目４番10号　ドミール10号室
債務者　長内　力男
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４４号
北海道旭川市宮下通１丁目2320番地の３　コーポ宮下307号
債務者　山岸　　斉
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部